

たつなみ会の利用料金表

年会費

2000年4月1日現在

○ 会報誌「たつなみ」の購読、移送サービス・リハビリ旅行・友遊デイ等の利用・参加するには、会員になっていただきます。なお、介護保険のデイサービス、ケアマネージャー利用については、会員以外の方も利用できます。

- | | | |
|--------|---------------------|--|
| ① 利用会員 | ： 4,800円 | お気軽に利用・参加できます。 |
| ② 正会員 | ： 4,800円 | 特定非営利活動促進法上の社員です。本会の目的に賛同して入会した個人で、総会における議決権を有します。正会員は、別に定める入会申込書を代表理事に提出していただきます。 |
| ③ 賛助会員 | ： 2,000円
(一口につき) | 本会の事業を賛助するため入会した個人および団体で、総会における議決権を有しません。 |
| ④ 団体会員 | ： 10,000円 | 本会の事業を賛助するため入会した団体で、総会における議決権を有しません。 |

移送サービスたつなみ

2022年10月現在

- ・ 時間料金 … 30分につき500円
 - ・ ガソリン代（距離料金） … 1kmにつき50円
 - ・ 運転協力員交通費（基本料金） … 1回の利用につき500円
- ※ 料金は、出庫から帰庫までで計算します。

☆ キャンセル料金は以下のとおりです。

- a) 利用曜日が火～土曜日の場合
- ① 前日17:00までに連絡いただいた場合 … なし
 - ② 前日17:00を超えて連絡いただいた場合 … 500円（基本料金）
- b) 利用曜日が月曜日の場合
- ① 前々日17:00までに連絡いただいた場合 … なし
 - ② 前々日17:00を超えて連絡いただいた場合 … 500円（基本料金）

☆ たつなみ会主催の行事（定例会・旅行等）参加の送迎は片道500円です。

（注） 待機の際、駐車場を使用した場合の駐車料金は、ご利用者様のご負担となりますので、何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。

食事サービスとまり木

2004年4月現在

○ 1食につき : 500円 会食会に参加の場合も、ケータリングの場合も同料金です。

たつなみふれあい昼食会（毎月3回、弦巻区民センター3F講習室で実施しています） 2004年4月現在

65歳以上で区内在住の方（但し、ひとりぐらし以外の方は、会食に出かけていくことにより介護予防の効果が認められる方）が中心です。

- ① ひとりぐらしの方 : 一食400円
- ② 65歳以上の方 : 一食400円
- ③ たつなみ会会員 : 一食400円
- ④ 上記以外 : 一食500円

※) なお、ボランティアシェフの方がお食事された場合には、1食400円いただいています。

たつなみ会の利用料金表

地域密着型通所介護（デイサービス）の利用料金

- ①下の表の利用者自己負担分が利用料金です。
 ②昼食代は、1食500円です。
 ③材料費等の実費が必要な場合は、別途請求させていただきます。

I 地域密着型通所介護（2021年4月版）事業所番号：1391200738 通所介護（デイサービス）料金表

地域密着型通所介護			サービスコード	単位数	介護報酬	利用者自己負担分		
サービス内容略称・算定項目						1割では	2割では	3割では
3時間以上 4時間未満	要介護	1 地域通所介護 1 1	781241	415	4,523円	453円	905円	1,357円
		2 地域通所介護 1 2	781242	476	5,188円	519円	1,038円	1,557円
		3 地域通所介護 1 3	781243	538	5,864円	587円	1,173円	1,760円
		4 地域通所介護 1 4	781244	598	6,518円	652円	1,304円	1,956円
		5 地域通所介護 1 5	781245	661	7,204円	721円	1,441円	2,162円
4時間以上 5時間未満	要介護	1 地域通所介護 2 1	781246	435	4,741円	475円	949円	1,423円
		2 地域通所介護 2 2	781247	499	5,439円	544円	1,088円	1,632円
		3 地域通所介護 2 3	781248	564	6,147円	615円	1,230円	1,845円
		4 地域通所介護 2 4	781249	627	6,834円	684円	1,367円	2,051円
		5 地域通所介護 2 5	781250	693	7,553円	756円	1,511円	2,266円
5時間以上 6時間未満	要介護	1 地域通所介護 3 1	781341	655	7,139円	714円	1,428円	2,142円
		2 地域通所介護 3 2	781342	773	8,425円	843円	1,685円	2,528円
		3 地域通所介護 3 3	781343	893	9,733円	974円	1,947円	2,920円
		4 地域通所介護 3 4	781344	1010	11,009円	1,101円	2,202円	3,303円
		5 地域通所介護 3 5	781345	1130	12,317円	1,232円	2,464円	3,696円
6時間以上 7時間未満	要介護	1 地域通所介護 4 1	781346	676	7,368円	737円	1,474円	2,211円
		2 地域通所介護 4 2	781347	798	8,698円	870円	1,740円	2,610円
		3 地域通所介護 4 3	781348	922	10,049円	1,005円	2,010円	3,015円
		4 地域通所介護 4 4	781349	1045	11,390円	1,139円	2,278円	3,417円
		5 地域通所介護 4 5	781350	1168	12,731円	1,274円	2,547円	3,820円
地域通所介護若年性認知症受入加算			786109	60	654円	66円	131円	197円
地域通所介護令和3年9月30日までの上乗せ分			788300	1月につき所定単位数の1/1000加算				

※）要介護1～5と認定されている方が対象です。

II 新しい介護予防・日常生活支援総合事業（2021年4月版）事業所番号：13A1200115 総合事業通所介護サービス（現行相当サービス）料金表

単位	区分	通所回数	サービス内容略称	単位数	介護報酬	利用者自己負担分		
						1割では	2割では	3割では
1月毎	要支援	1相当	週1回 通所型独自サービス1	1672	18,224円	1,823円	3,645円	5,468円
		2相当	週2回 通所型独自サービス2	3428	37,365円	3,737円	7,473円	11,210円
日割りの場合	要支援	1相当	週1回 通所型独自サービス1日割	55	599円	60円	120円	180円
		2相当	週1回 通所型独自サービス2日割	113	1,231円	124円	247円	370円
通所型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分				1	10円	1円	2円	3円

※）2016(平成28)年4月1日以降「要支援状態」と認定された方、および、「非該当(自立)」と認定され、さらに自立のための日常生活上の支援や機能訓練が必要な方等が対象です。

- ※1) 介護報酬 = 単位数 (または、基準該当単位) × 地域加算・1級地 (10.90)
 ※2) 利用者自己負担分 = 介護報酬 × 利用者負担率 (0.1) … 1割負担の場合
 ※3) 利用者自己負担分 = 介護報酬 × 利用者負担率 (0.2) … 2割負担の場合
 ※4) 利用者自己負担分 = 介護報酬 × 利用者負担率 (0.3) … 3割負担の場合
 ※5) なお、実際の計算は1か月分をまとめて行うため、請求額は多少の誤差が生じます。

たつなみ会の利用料金表

訪問介護介護（介護保険利用）の利用料金

介護給付費単位数等サービスコード表（2021年4月版）

訪問介護サービスコード表（1回の利用につき）

サービス内容略称・算定項目		コード	単位数	介護報酬 単位数×11.04	利用者負担分		
					1割では	2割では	3割では
身体介護 1	30分未満	111111	250	2,850円	285円	570円	855円
身体介護 2	30分以上1時間未満	111211	396	4,514円	452円	903円	1,355円
身体介護 3	1時間以上1時間半未満	111311	579	6,600円	660円	1,320円	1,980円
身体介護 4 以上	1時間半以上は、579単位に30分増えるごとに84単位ずつ加算する。						
生活援助 2	20分以上45分未満	117211	183	2,086円	209円	418円	626円
生活援助 3	45分以上	117311	225	2,565円	257円	513円	770円
緊急時訪問介護加算		114000	100	1,140円	114円	228円	342円
訪問介護初回加算（一月につき）		114001	200	2,280円	228円	456円	684円
訪問介護生活機能向上連携加算Ⅰ		114003	200	2,280円	228円	456円	684円
訪問介護生活機能向上連携加算Ⅱ		114002	100	1,140円	114円	228円	342円
訪問介護令和3年9月30日までの上乗せ分		118300	1月につき所定単位数の1/1000加算				

- ① 利用料（利用者負担分）＝単位数×地域区分・1級地（11.40）÷10
- ② 6：00～8：00（早朝）と18：00～22：00（夜間）は、25%増しになります。
- ③ 22：00～翌日6：00（深夜）は、50%増しになります。
- ④ 利用時間は、居宅サービス計画に定められた目安の時間を基準としていますので、実際のサービス提供時間ではありません。
- ⑤ 緊急時訪問介護加算は、ご利用者や家族等から要請を受けて、24時間以内にサービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、必要と認められたうえで訪問介護を行った場合に算定されます。
- ⑥ 訪問介護初回加算は、新規に訪問介護計画を作成したご利用者（過去2か月間に当事業所のサービス提供を受けていない場合を含みます）に対し、サービス提供責任者が初回もしくは同月内に自ら訪問介護を行うか、もしくは他の訪問介護員に同行した場合に算定されます。
- ⑦ **生活機能向上連携加算**は、ご利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士、または言語視覚士が指定訪問リハビリテーションを行った際にサービス提供責任者が同行し、当該理学療法士などご利用者の身体の状況などの評価を共同で行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合であって、当該理学療法士などと連携し、当該訪問介護計画に基づく指定訪問介護を行ったときには、初回の当該指定訪問介護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算します。

たつなみ会の利用料金表

居宅介護支援（ケアマネージャーによる介護サービス計画作成）費の利用料金

● なお、介護報酬は全額介護保険を利用できますので、利用者自己負担分はありません。

介護給付費単位数等サービスコード表（2021年4月版）
居宅介護支援（ケアマネージャーによる介護サービス計画作成）費料金表

サービス内容略称・算定項目		コード	単位数	介護報酬	
居宅介護支援費（Ⅰ）	介護支援専門員1人当たりの取扱件数が40件未満まで	要介護1・2	432111	1076	12,266円
		要介護3・4・5	432211	1398	15,937円
居宅介護支援費（Ⅱ）	介護支援専門員1人当たりの取扱件数が40件以上60件未満の場合において、40件以上の部分について	要介護1・2	433111	539	6,144円
		要介護3・4・5	433211	698	7,957円
居宅介護支援費（Ⅲ）	介護支援専門員1人当たりの取扱件数が60件以上である場合において、40件以上の部分について	要介護1・2	434111	323	3,682円
		要介護3・4・5	434211	418	4,765円
居宅支援初回加算		要介護1・2・3・4・5	434001	300	3,420円
居宅支援特定事業所加算Ⅰ		要介護1・2・3・4・5	434002	505	5,757円
居宅支援特定事業所加算Ⅱ		要介護1・2・3・4・5	434003	407	4,639円
居宅支援特定事業所加算Ⅲ		要介護1・2・3・4・5	434004	309	3,522円
居宅支援特定事業医療介護連携加算		要介護1・2・3・4・5	434005	125	1,425円
居宅支援特定事業所加算A		要介護1・2・3・4・5	434006	100	1,140円
居宅支援入院時情報連携加算Ⅰ		要介護1・2・3・4・5	436125	200	2,280円
居宅支援入院時情報連携加算Ⅱ		要介護1・2・3・4・5	436129	100	1,140円
居宅支援緊急時カンファレンス加算		要介護1・2・3・4・5	436133	200	2,280円
居宅支援退院退所加算Ⅰ 1		要介護1・2・3・4・5	436132	450	5,130円
居宅支援退院退所加算Ⅰ 2		要介護1・2・3・4・5	436143	600	6,840円
居宅支援退院退所加算Ⅱ 1		要介護1・2・3・4・5	436144	600	6,840円
居宅支援退院退所加算Ⅱ 2		要介護1・2・3・4・5	436145	750	8,550円
居宅支援退院退所加算Ⅲ		要介護1・2・3・4・5	436146	900	10,260円
居宅支援通院時情報連携加算		要介護1・2・3・4・5	436135	50	570円
居宅支援ターミナルケアマネジメント加算		要介護1・2・3・4・5	436100	400	4,560円
居宅支援ターミナルケアマネジメント加算		要介護1・2・3・4・5	436100	400	4,560円
居宅支援令和3年9月30日までの上乗せ分		要介護1・2・3・4・5	438300	所定単位数の1/1000加算	

介護報酬は、単位数に「地域区分：1級地」@11.40を乗じて算出します。

① 要介護1・2・3・4・5に認定された方。

たつなみ会が直接サービス計画作成します。

② 要支援1・2と認定された方

始めて利用される時だけは、あんしんすこやか（地域包括支援）センターに介護予防のサービス計画作成をたつなみ会に委託するように依頼してください。

実際には、たつなみ会が直接サービス計画作成します。

